

オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

令和3年10月20日からオンライン資格確認等システムを活用した特定健康診査等データの保険者(協会けんぽ・市町村国保等)間の引継ぎが開始されました。

これにより、被保険者が料飲国保組合の加入以前に受けた特定健診結果等の情報を、料飲国保組合が提供を受けることが可能となり、この提供にあたっては、被保険者本人に特定健診の情報を提供する趣旨や内容についての説明をすること及び、同意を得ることは不要とされています。

しかし、料飲国保組合に加入する以前に加入していた保険者(協会けんぽ・市町村国保等)に対し、特定健診情報の取得の作業を行うことに同意されない場合は、下の「(別紙) オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について」をご一読いただき、「(別添1) 不同意申請書」を提出してください。

◇申請書等

- ▶「(別紙) オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について」(PDF)
- ▶「(別添1) オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書」(PDF)

不同意申請の効果と注意事項について

(1) 申請の効果

申請をすると、オンライン資格確認等システム上に設定を行い、被保険者が以前に加入していた全ての保険者(協会けんぽ・市町村国保等)が保有する特定健診情報を閲覧できないようにします。

(2) 注意事項

料飲国保組合を喪失し別の保険者(協会けんぽ・市町村国保等)へ異動した場合、引き続き新しい保険者(協会けんぽ・市町村国保等)への健診結果の提供を希望しない時は、システム上の設定が再度必要となることから、異動先の保険者(協会けんぽ・市町村国保等)に対して不同意に係る申請書を再度提出する必要があります。

マイナポータルで特定健診情報の閲覧が可能に！

マイナンバーカードの保険証利用の申込をされた方は、令和2年度以降に受診した特定健診等の結果をマイナポータル上で閲覧できます。

マイナポータルへの反映は、受診後3~4箇月程度かかります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの保険証利用について(被保険者証利用について)」(外部リンク)をご覧ください。